高森町住宅取得等補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高森町長　　　　　　　印

　年　　月　　日付で申請のあった、高森町住宅取得等補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

記

１．交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本額 | 1年目 | 円 |
| 加算額 | 2年目 | 円 |
| 3年目 | 円 |
| 4年目 | 円 |
| 5年目 | 円 |

　　　　　　　　　　　　【内訳】

２．交付条件

①この補助金の対象となる事業及びその内容は、高森町住宅取得等補助金交

付要綱及び高森町住宅取得等補助金交付申請書に記載のとおりとする。

②基本額は交付決定後速やかに現金で支払い、加算額は加算額相当額を現金又は高森町活気アップ商品券にて加算額総額に達するまで、交付決定日から1年経過するごとに5万円ずつ支払う。

③高森町住宅取得等補助金交付要綱第９条第１項の各号のいずれかに該当することになった場合は、補助金の決定の一部又は全部を取消し、補助金の返還を請求することができるものとする。

３．交付方法

　・基本額分　　現金口座振替　・　現金手渡し

　・加算額分　　現金口座振替　・　現金手渡し　・高森町活気アップ商品券

　(補助金の取消し等)

第９条　町長は、[前条](http://www1.g-reiki.net/unnan/reiki_honbun/r075RG00001793.html#e000000227)の規定により補助金の決定を受けた者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合には、補助金決定の一部又は全部を取消し、補助金の返還を請求することができる。ただし、町長がやむを得ないものと認める場合はこの限りではない。

（１）次のアからウのいずれかに該当した場合、補助金の決定の一部を取消すことができる。

　　　　ア　過年度に町税等の滞納が発生した場合。

　　　　イ　交付決定日から５年を経過する以前に、転出・売買等の理由により居住しなくなった場合。

　　　　ウ　交付決定日から５年を経過する以前に、自治組織を脱退した場合。

（２）偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けた場合、補助金の決定の全部を取消し、それまでに交付した補助金の全額返還を請求することができる。